

「持続可能な街路樹の管理に関する検討委員会」 設立趣意書

街路樹は、道路景観の向上や沿道環境の保全、道路交通の安全性・快適性の確保等を目的として道路空間に植栽されるものであり、東京国道事務所管内においては、約 15,000 本の街路樹を管理している。

多くの街路樹は、植えられた当時と比べ樹木も成長して大径木化し、都市化した生育環境のもとで、道路空間や沿道環境・景観および地元要望との不適合が見られるようになってきている。

東京国道事務所管内の街路樹のうち、維持管理上課題のある大径木の更新やそれに伴う合意形成のルールを策定するため、有識者および専門家で構成される「持続可能な街路樹の管理に関する検討委員会」を設立し検討を行うものである。

令和 5 年 1 月 16 日

東京国道事務所

【参考】 設立趣意の詳細

1. 設立の経緯・背景

令和3年3月から以下の検討課題について委員会を設立し検討・対応を行った。

「大径木化した樹木への対応に関する検討委員会」

検討課題……①樹木が建築限界を越境している場合の対応方策

②樹木により安全面の支障が発生している場合の対応方策

③落葉等による維持管理上の課題がある場合の対応方策

検討成果……建築限界を越境し、道路の安全性を驚かすような樹木（課題①）については
道路管理者の判断にて撤去することが合意された。

日常管理の見直しや危険木への対応について検討が必要

「樹木の腐朽等への対応に関する検討委員会」

検討課題……腐朽しづらい維持管理方法の見直しや危険木が発見された際の対応方策

検討成果……**マニュアルを作成しルール化**するとともに、**維持管理計画書の見直し**を行った。

・「街路樹点検マニュアル」

倒伏の可能性がある危険木の特定とその対応について

・「街路樹管理マニュアル」

樹木へのダメージを軽減する維持管理の対応方法について

委員会名称	開催年月	東国 HP 公表・発出成果
大径木化した樹木への対応に関する検討委員会	1回目：令和3年3月 2回目：令和3年6月	各回委員会資料（開催年月）
樹木の腐朽等への対応に関する検討委員会	1回目：令和3年8月 2回目：令和3年10月 3回目：令和3年12月	各回委員会資料（開催年月） 街路樹点検マニュアル ～生命・財産への影響を回避するために～ （令和4年2月） 街路樹管理マニュアル（令和4年2月）

上記検討課題のうち、従来の管理や現場における個別対応で解決できないもの（課題②・③）についてはまとまった区間で『撤去・更新・間引き』等の措置が必要であり、措置の実施にあたっては地元との合意形成が必須である。

抜本的な課題解決へ向けた検討を行うため、新たな有識者および専門家を加えた委員で構成された検討委員会の設立が必要となった。

2. 今回の委員会設立趣意

東京国道事務所管内の街路樹のうち、維持管理上課題のある**大径木の更新やそれに伴う合意形成のルールを策定**にするため、有識者および専門家で構成される「持続可能な街路樹の管理に関する検討委員会」を設立し検討を行うものである。